

2.7 陳玉璽中国青年強制送還糾弾集會に総結集せよ！

主催 華僑青年斗争委員会 連絡先(八一)三六九〇

「大東亜」への地ならし

現在、日本の商社マンと教師は、エコノミック・アニマル日本國家独占資本の尖兵として、朝鮮・台湾を中心とする東南アジアの「大東亜共栄圏」の地域を主要に、歩き回っている。

いずれの日か、必ずやつて来る軍服のために、地ならしをコックツとやっている。

侵略者と被抑圧者

「明治維新」以後、特に一八九五年の台湾、一九一〇年の朝鮮の兩殖民地化以来、もっぱら他民族を抑圧、奪取することで延命してきた日本帝國主義が、中国人民の抗日の斗いと、決定的な連赤軍の参戦等によつて敗北した、四十五年八月十五日に、日本民族は、中国本土に三五七万、台湾省に六〇万、朝鮮に八七万、その他に一三〇万存在していた。

計六三四万に上る日本民族は、日本帝國の没落時を日本本土に住む、約六六〇〇万の同胞と迎えた。

しかし、この同じ日を、日本本土で約一〇万の中国人、二一〇万の朝鮮人は、中国、朝鮮の同胞と迎えた。大部分、強制連行されたこれらの人々は、労働力の不足を補うために、鉱山、炭鉱、港湾、その他の工事に牛、馬のようにこまつかわれていた。

「内政の年」——一九七〇年

再度、「大東亜」の雄飛を目指して、日本國家独占資本主義は、昨秋の「日米共同声明」で、その決意を表わすとともに、その遂行のために、反対勢力をその軍隊と機動隊ですりつぶそうと、「内政の年」にすべく、我々に向つて宣戦布告してきた。

在日中国人、朝鮮人を先頭とする在日アジア人の全存在をふみにじる出入国管理令体制は今日二〇年近くも継続している冷徹な存在であり、日本民族、とりわけ三〇〇〇万プロレタリアートを、戦前の天皇制に新たな化粧をほどこした社会排外主義によつて、資本に対して思想的に武装解除し、墮落させるものである。

アジア諸民族の監獄——日本 (1)

(陳玉璽)

この情勢下で、中国台湾省、朝鮮、マラヤ、ベトナム、インドネシア等の留学生の退去強制の乱発が相ついで起っている。

陳玉璽事件はその一例にすぎない。

六十八年二月七日、「中華民国」駐日大使と法務省入管局長が取りかわした、「思想の転向を条件にした強制送還」を内容とする覚書に基づき、翌二月八日午後一時、東京入管審査二課に出頭した彼は、退去強制令書を突きつけられ、抗議すると、警備官ら四人に手錠をかけられ、そのまま横浜収容所に送りこまれた。翌朝〇A.L. 機に乗せられ、出迎えの国民党特務に引き渡され、その日の午後、台北に着くと保安司令部に移送され、一〇人の官憲による心理的尋問を昼夜を分たず、約三ヶ月続けられた。

六月十八日、軍事法廷で、死刑の求刑を受け、八月一日と十日の公判で、七年の禁固刑を宣告され、台北郊外の新店軍事監獄で服役中、自宅軟禁に移された。

彼はハワイ大学経済学部助手を勤めた後、八月来日し、法政大学経営学部大学院生として、入学を許可され、仮放免の更新を六十七年十二月に行ない、六十八年八月六日までのパスポートを持っていたにもかかわらず、ハワイでのベトナム戦争反対の行動が、一九七一年以来、戒厳令下の蔣介石政権でのファッショ弾圧をこらむつた。

彼の釈放要求は、ハワイ大学東西文化センターの各国留学生とアメリカ青年によつて、國府領事館に対する抗議(5/5)、ハワイ大学当局に國府に向けて打電させ(5/7)学生大会で釈放要求運動が決定(5/9)され、軍事法廷に傍聴人に代表を送り込み、現在なおかつ運動を継続している。

日本においても六月二十四日、東京で有志により、釈放の訴えがなされ、四月十九日、二十六日、八月五日の国会法務委員会でも、社会党、猪俣浩三議員によつて質問がなされた。

この中では、特に一般犯罪人三〇人に対して一人の政治犯を引きよるとの契約が暴走されている。

彼、陳玉璽は、これら人民の抗議活動により、死刑から異例の減刑を受けた。

アジア諸民族の監獄——日本 (2)

(三人のベトナム留学生)

南ベトナム解放民族戦線の米帝とかいらい政権に対する斗争が戦時反攻の時期に入っている現在、在日ベトナム留学生は、昨年六月に「米帝の手先、かいらい政権打倒」をスローガンにかかげて「ベトナムに平和と統一を」(ベ平統)を達成した。

彼等が六月九日に、南ベトナムかいらい政権と米帝ニクソンの「ミッドウエイ会談」に抗議行動を起すや六月二十三日には、かいらい政権が送金停止の処分を強行した。続いてベ平統が七月一日に出入国管理法案の撤回を要求する声明を出し、九月六日、ホー・チ・ミン大統領追悼デモを行なうや九月十日には三人の留学生に対して「十月十四日までに帰国し、兵役につけ」との通知が、本国の家族に送られ、十月七日、かいらい政権の駐日大使から帰国命令が出た。

十月八日に、ベトナム留学生支援の会が十一団体の参加の下、結成され、十四日には駒場の留学生会館で記者会見を行ない、徴兵帰国命令を拒否した。十二月五日には、ソニ村大虐殺に抗議する集会とデモを行なうや、十二月三十日には、かいらい政権の軍事法廷は在日の三人と同じ立場に立つ在日独の三人、計六人の留学生に対し、欠席裁判を行ない、(1)二十年間の公民権停止。(2)六年間の禁固、重労働。(3)家族権の停止(財産、相続等)を宣告した。日本政府は三人をパスポートの切れる今春四月には、政治犯として処理するつもりをふいている。

アジア諸民族の監獄——日本 (3)

これらの適用例は、上の二件にかぎらず、更に日常的、定期的には、在日中国人、朝鮮人が、横浜、大村両収容所を中心とする入管に二〇二八人が収容され、ここから台湾、朝鮮へ強制退去させられその数は、六十七年の一年間だけを見ても、三三二二人に上っている。

日本独占が、南朝鮮に、台湾に、南ベトナムに経済侵略しているのを見るとき、日本列島をこれらの民族の監獄と化しているのは充分、説明のつくことである。

何をなすべきか

我々は、明治以来、百年目を迎えた日本が軍國主義、帝國主義國家としてあつたこと、一九四五年の日帝の敗北が日本人民の自國帝國主義打倒によつて決定されなかつたこと。今又、帝國主義國家として、アジアの憲兵たらんとしていることを、各々総括しなければならぬ。

我々は、在日中国人、朝鮮人を先頭とする在日アジア人に対する差別が、日帝の対アジア侵略と表裏一体のものであることを、そこに正にブルジョアシイの階級的論理が貫徹されていることを忘れてはならない。

我々はブルジョアシイによる分断と抑圧に対して、全人民、全民族の解放を目指して、団結と連帯をもつて、共同の階級敵に向けて斗争の環を拡げなければならない。

最後に、我々はプロレタリア國際主義で思想的にも、実践的にも武装された隊列の出現を促し、大衆的武装斗争を含んだ実力斗争を緊急に準備し、ファッショ攻勢に対し、反ファッショの大衆運動を創り出さなければならない。

他國民を抑圧している國民は、自分自身をも解放することができない。

他國民の圧迫に必要とされる権力は、結局はつねに、自國民自身にむけられる。(エンゲルス)

2.7 陳玉璽中国青年強制送還糾弾集會

時間 一時/四時 集會後デモ

場所 東京会館